

## 香川県地域経済牽引事業促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、香川県地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）と称す。

(目的)

第2条 協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施等に関して協議を行い、構成員相互が緊密な連携を図ることにより、地域の特性や強みを生かした地域経済牽引事業の促進を通じて地域経済活性化の実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本計画の作成に関し必要な事項の協議
- (2) 基本計画の実施に関し必要な事項の協議
- (3) その他産業集積の形成又は活性化に関し必要な事項の協議

(組織)

第4条 協議会は、市町及び県が共同して組織し、商工団体、大学その他の研究機関、専門的知識及び経験を有する者並びに基本計画の円滑かつ効果的な実施に関し密接な関係を有すると見込まれる者を構成員として加えることができるものとする。

(構成)

第5条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、香川県商工労働部部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(作業部会等)

第7条 協議会は、第2条に掲げる目的を達成するため、作業部会その他の組織を設置することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、香川県商工労働部企業立地推進課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の業務に必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年7月28日から施行する。